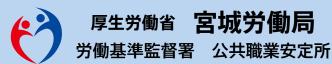
令和3年度 宮城労働局行政運営方針の概要

~ みやぎのはたらくあしたを 今日よりもっと ~



ひと、くらし、みらいのために



第 1 宮城労働局行政運営の基本方針

1 ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保を図ります

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続や従業員の雇用維持に 懸命に取り組んでいる企業に対し、雇用調整助成金等による効果的な支援を迅速に実施し、 雇用の維持・継続に向けた対応を進めていく。

ハローワークにおけるマッチング支援においては、ハローワークのシステム刷新により、 機能強化が図られたハローワークシステム及びハローワークインターネットサービスを効 果的に活用し、これまで以上の職業紹介業務の充実・強化を図る。

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者への再就職支援を始め、新規学卒者、就職氷河期世代、高齢者、障害者等すべての求職者について雇用の確保を図るため、積極的な求人開拓を実施するとともに、求人の充足に向けては、求職者の動向やニーズを踏まえ、求人者に対し求人条件の緩和等の助言を実施する。

また、関係機関との連携を密にし、求人者・求職者双方のニーズを踏まえ個々の状況に応じたきめ細かな支援を実施し、マッチングの一層の促進に取り組む。

2 ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上を図ります

職場における新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組みつつ、ウィズコロナ時代に対応した働き方改革を実現していく。

このような状況下においても、個人の意欲と能力を最大限発揮できる就労環境を整備し、 労働供給の確保や生産性向上等に引き続き取り組む必要がある。

改正労働基準法の施行により、令和2年4月から時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されていることから、効率的な業務の進め方や労働時間の削減に向けた適切な取組が行えるよう、中小企業の立場に立った丁寧な相談・支援を行うほか、中小企業の働き方改革の取組を阻害するような大企業による「しわ寄せ」を生じさせないための取組を行う。

また、健康で安全に働くことができる職場づくりは、働き方改革を実現する上での前提となるとの意識のもと、労働災害の防止や労働衛生環境の整備に向けた取組を推進する。

さらに、令和3年4月から中小企業にも適用されるパートタイム・有期雇用労働法の周知を行い、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に努め、令和4年4月から中小企業にも適用される改正女性活躍推進法及び労働施策総合推進法(パワーハラスメント防止措置)の周知を図り、女性活躍の取組の促進及び総合的なハラスメント対策の推進等を講じていく。

宮城労働局における重点施策

█ ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

雇用の維持・継続に向けた支援

雇用調整助成金は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業手当を支 払って労働者を休業させた場合に費用を助成する制度です。雇用調整助成金を活 用して雇用の維持を促進します。

産業雇用安定助成金は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の 雇用を在籍型出向により維持する場合に、送り出す事業主及び受け入れる事業主 に対し、賃金、教育訓練及び労務管理に要する費用等を一定期間助成する制度で す。産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向を活用した雇用維持 を促進します。

このほか、新たに人を雇い入れた場合などの雇用関係助成金を用意し、教育訓 練、出向を通じて雇用維持に取組む事業主を支援します。

雇用調整助成金 について



産業雇用安定 助成金について



その他雇用関係 助成金について



2 業種・地域・職種を越えた再就職等の促進

「新たな日常」の下で、雇用維持に対する支援を継続しつつ、業種・地域・職 種を越えた再就職等を促進するため、職業訓練や地方自治体等との連携による再 就職支援を推進します。

また、ハローワークインターネットサービスの利用促進を図るとともに、新し い生活様式を踏まえ、求職者及び求人者にマイページ開設・活用を働きかけオン ラインの活用の促進を図ります。

一方で、来所による支援が必要な求職者に対しては、職業相談窓口に積極的に 誘導し、担当者制の活用を含む課題解決支援サービスを提供するほか、求人者に 対しては、職場環境改善の働きかけ、魅力ある職場づくりに向けた助言を積極的 に行い、企業の人材確保の取組の推進を図り、求人者・求職者のマッチングを推 進します。

ハローワーク インターネット サービスについて



職業訓練について







3 個々の態様に応じた就職支援等

(1) 非正規雇用労働者、新規学卒者等への就職支援

- ア 非正規雇用労働者、フリーター等の安定就労を支援するため、ハローワーク に就職支援ナビゲーターを配置し、求職者の個々の状況に応じた就職支援を行います。
- イ ハローワークが管内の地方自治体と連携して、生活保護受給者・生活困窮者 等の就労支援を実施し、就職後の職場定着支援を行い、就労による自立を推進 します。

また、生活困窮者・生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金の活用により雇入れ及び継続雇用の促進を図ります。

ウ 新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の支援を 実施します。

また、セミナーや就職面接会などの支援を実施するとともに、就職内定者に対する定着支援を実施します。



新規高等学校卒業予定者就職面接会 (令和2年12月)



特定求職者雇用 開発助成金などに ついて



若年者雇用対策に ついて



(2) 就職氷河期世代への就職支援

- ア 地方自治体や経済団体等の関係機関で構成する「みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、各機関の支援内容を共有し、必要な人に必要な支援が届く体制を構築します。
- イ 職業訓練や雇入れのための助成金を積極的に活用し、ハローワークにおいて、個別の状況に応じた就職から定着までの支援を実施します。





就職氷河期世代 活躍支援プランに ついて



(3) 高齢者の就労促進及び特性に配慮した環境整備

- ア 70歳までの就業機会確保に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を図 るため、「65歳超雇用推進助成金」の活用等により、企業の取組を支援します。
- イ ハローワークの「生涯現役支援窓口」などにおいて、高齢者の個々の状況に 応じたきめ細かな再就職支援を実施します。
- ウ 関係機関と連携しながら、エイジフレンドリーガイドラインの取組、エイジ フレンドリー補助金の活用により、高年齢労働者が安心して安全に働くことが できるよう推進します。

高齢者雇用対策に



(4) 障害者の就労促進

- ア 障害者の雇用経験が不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準 備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業を はじめとした障害者の雇入れ支援を実施します。
- イ 多様な障害特性に対応するため、関係機関と連携し就労支援を推進します。
- ウ 公務部門の障害者の雇用促進、定着支援のより一層の推進を図るため、雇用 促進に向けた積極的な働きかけや障害特性に応じた個別支援、障害に対する理 解促進のための研修等を実施します。

障害者雇用対策に ついて



(5) 外国人労働者の適正な雇用管理・労働条件の確保

ア 外国人労働者が安心してその有する能力を有効に発揮できる職場環境の整備 に向け、雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、雇 用維持のための相談・支援等についても積極的に実施します。

イ 外国人雇用管理指針の周知・啓発に努めるとともに、外国人雇用管理制度の 周知と確実な届出を指導し、労働基準監督署及びハローワークが連携して労働 災害防止を含めた雇用管理指導等を実施します。

外国人雇用対策に ついて





外国人採用セミナー(令和2年7月)

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

神器に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが開業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現 の理念の下、すべての事業主には、法定無用学以上の観点で提書者を提問する最高があります (海書養養用手制管)。この法定雇用率が、会租3年3月1日から以下のように変わります。

www.co	建工程率率			
***E00.00	JR77		令和3年3月1日以降	
民間企業	2.2%	-	2.3%	
国。电方公共团体等	2.5%	-	2.6%	
推進用保等の数算委員会	2.4%	-	2.5%	

また併せて、下記の点についてもご注意くださいますよう、お願いいたします。



- 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。
- 今別の改立宣布率の変更に作い、神書者を雇用しなければならない在陸企業の事業主の報題 展業務の5.5人以上から43.5人以上に至りります。また、その事業主には、以下の機能があり
- 毎年6月1日時点の検査再提用収収をパローワークに移告しなければなりません。
 申書者の権用の促進と継続を担るための「押書者雇用無遇者」を選任するよう知めなければ。
- DOMBIA.

(6) 治療と仕事の両立支援

宮城産業保健総合支援センター等との連携の下、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知・啓発を図るとともに、がん患者等に対して、就職支援ナビゲーターとがん診療拠点病院等による就職支援体制の拡充を図ります。

4 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

労働者派遣事業者及び職業紹介事業者の適正な業務運営と派遣労働者の保護が図られるよう、派遣元及び派遣先事業所等に対し、労働者派遣法の遵守及び派遣労働者の保護並びに均等・均衡待遇の措置を含めた厳正な指導・監督を実施します。

II ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進

1 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり

(1) 職場における感染防止対策等の推進

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト等を活用した感染防止対策を推進するとともに、同感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収集に努め、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施します。

チェックリストに ついて



(2) 働き方改革の実現に向けた取組

ア 長時間労働抑制のため、各種情報から過重労働が行なわれていると考えられる事業場に対して監督指導を実施します。

また、11月の過労死等防止啓発月間において、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催するなど、過労死防止に向けた周知・啓発を図ります。

- イ 自動車運送業及び建設業等については、令和6年4月以降、時間外労働の上限 規制が適用されることから、長時間労働の抑制に向けた各種取組を実施します。
- ウ 長時間労働につながる取引環境の見直しを促進するため、中小企業等への「しわ寄せ」防止に向けて、11月のしわ寄せ防止キャンペーン月間を中心に周知・啓発を行います。
- エ 働き方改革に取り組む中小企業が抱える様々な課題に対応するため、労働基準監督署の労働時間相談・支援班や宮城働き方改革支援センターによる、きめ細かな相談・支援を実施し、働き方改革推進支援助成金の活用を図ります。

働き方改革推進 支援助成金について



宮城働き方改革 推進支援センター について

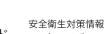






労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

ア 第13次労働災害防止推進計画の重点業種に対して、労働災害防止団体、建 設業関係者ゼロ災推進連絡会議等と連携しながら、「Safe Work 向上宣言」等 による安全衛生管理水準の向上、荷主等となる事業場に対する荷役災害防止の ための取組等を促進します。



について

労働災害発生状況 について



イ 高年齢労働者に対してエイジフレンドリーガイドライン及びエイジフレンド リー補助金を周知することにより安全衛生確保を図ります。

全労働災害の約25%を占める転倒災害に対して「STOP! 転倒災害 プロジェ クト」による啓発指導等を進めます。外国人労働者に対しては母国語による教 育・各種表示等の充実を促進します。



年末公開安全衛生パトロール(令和2年12月)

エイジフレンドリー 補助金について



ウ 建設業関係者ゼロ災推進連絡会議、みやぎ復旧・復興工事新ゼロ災運動推進 協議会の活動を通じ、今なお続く震災関連工事や令和元年東日本台風に係る災 害復旧・復興工事での労働災害防止に取り組みます。



登録教習機関 (宮城労働局登録)

- エ 宮城産業保健総合支援センター等との連携により、産業保健活動の充実を促 進し、メンタルヘルス対策を含めた適切な健康確保対策の充実を進めるととも に、事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく取組を促進し ます。
- オ 特定化学物質、石綿等の化学物質、その他の有害物について、ラベル表示、 安全データシートの交付の徹底等により、有害物からのばく露防止対策の取組 促進を図ります。特に溶接ヒュームが特定化学物質障害予防規則の適用とな り、金属アーク溶接等作業で作業主任者の選任が必要となる等健康障害防止対 策が強化されたことから、適切な有資格者の養成等を推進します。



溶接ヒューム





(4) 雇用型テレワークの導入・定着促進

雇用型テレワークの普及促進を図るため、テレワークガイドラインを用いた説明や働き方改革推進支援センターによる個別支援等を行います。また、テレワークを新規導入した中小企業事業主に対し、「人材確保等支援助成金」を支給し、支援を行います。

人材確保等支援助成金 (テレワークコース) について



2 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働 同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(1) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

新型コロナウイルス感染症等の経済動向及び地域の実情などを踏まえ、適切な 資料の収集、提示に努め、宮城地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るため、宮城働き方改革推進支援センターによる専門家派遣·相談、「業務改善助成金」などの支援事業について、積極的な周知及び利用勧奨を行います。

業務改善助成金



(2) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法の全面適用に伴い、企業指導を積極的に実施します。

また、働き方改革推進支援センターを活用し、労務管理等の専門家による個別支援や出張相談、セミナーの開催等きめ細かな支援を行います。

宮城働き方改革 推進支援センター について







パート・有期労働法の 各種支援ツール について



(3) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金による支援を行います。

キャリアアップ 助成金 について



3 女性活躍・男性の育児休業取得の推進

(1) 女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

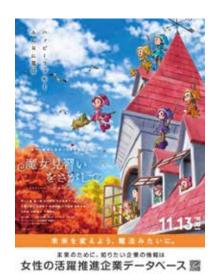
ア 令和4年4月1日から改正女性活躍推進法が施行され、一般事業主行動計画の策定・届出及び 自社の女性活躍に関する情報公表を行う義務の対象が拡大(常時雇用する労働者の数が101人以 上300人以下の事業主)されることから、対象となる事業主に対し、計画的に働きかけを行い、 令和3年度中に取組が行われるよう支援を行います。

えるぼし認定

採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、 多様なキャリアコースについて、女性の活躍推進に 関する取組が優良な企業として厚生労働大臣が認定。 特に優良な企業は「プラチナえるぼし」を認定。







()asses ---- - - -

女性活躍推進に関する情報 (各企業の女性活躍に関する取組等) について



母性健康管理休暇 取得支援助成金 について



イ 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置のうち、特に新型コロナウイルス感染症に関する措置が適切に講じられるよう、母性健康管理指導事項連絡カードの活用及び休暇取得支援助成金について周知・啓発を図ります。

(2) 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進

ア 育児・介護休業法に基づく制度を取得しやすい職場環境が整備されるよう、 周知啓発を行うとともに、企業指導を効果的に実施し、法の確実な履行確保を 図ります。

子育てパパ支援助成金 について



イ 男性の育休取得促進のため、表彰企業や取組事例の周知を行うとともに、両立支援等助成金 (子育てパパ支援助成金) の活用を促します。

あわせて、子育てサポート企業としてのくるみん認定やプラチナくるみん認 定の申請に向けた働きかけを行います。



認定通知書交付式(令和2年7月)

くるみん認定

「子育てサポート 企業」として厚生労 働大臣が認定。特に 優良な企業は「プラ チナくるみん」とし て認定を受けられる。





両立支援等助成金 について



4 総合的なハラスメント対策の推進

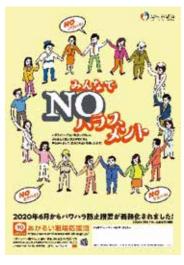
(1) 職場におけるハラスメント対策の集中実施及び中小企業への取組支援

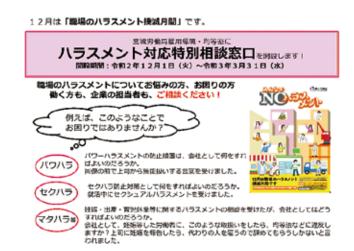
ア パワハラ、セクハラ、マタハラ等の職場におけるハラスメントなどについて、総合的・一体的に防止対策を実施するよう促し、未然防止を図るとともに、 相談への迅速な対応を行います。

職場における ハラスメント防止対策 について

イ 令和4年4月から中小企業にもパワーハラスメント防止措置が義務化される ため、説明会等の開催を始めとするあらゆる機会を通じて改正労働施策総合推 進法及び指針の周知を行うなど、対応に向けた取組を支援します。







(2) 労働関係紛争の早期解決の促進

- ア 総合労働相談コーナーでは、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめ・嫌がらせ、パワハラをはじめとしたあらゆる労働相談にワンストップで対応します。
- イ 助言・指導、あっせんなどの制度を積極的に運用し、関係機関・団体とも連携しながら個別労働紛争の迅速な解決に努めます。

総合労働相談コーナー(若者相談コーナー併設)

退職申出拒否、マタハラ、セクハラ、パワハラ、いじめ など職場でのトラブル、どこに相談したらよいかわからない相談】

●仙 台 総合労働相談コーナー (仙台労働基準監督署内)

☎ (022) 299-9075

総合労働相談コーナー (石巻労働基準監督署内) ●石

T (0225) 22-3366

●古 川 総合労働相談コーナー (古川労働基準監督署内)

☎ (0229) 22-2112

総合労働相談コーナー (大河原労働基準監督署内) ●大河原

5 (0224) 53-2154

総合労働相談コーナー (瀬峰労働基準監督署内)

25 (0228) 38-3131

●気仙沼 総合労働相談コーナー (気仙沼臨時窓口内)

5 (0226) 25-6921

●宮城労働局

総合労働相談コーナー (雇用環境・均等室内)

2 (022) 299-8834

外国人労働者相談コーナー (中国語) (労働基準部監督課内)

2 (022) 299-8838

労働基準監督署と管轄地域

【賃金不払、解雇、長時間労働·過重労働、賃金不払残業、労働災 害の防止、労災保険手続】

●仙 台 労働基準監督署

(仙台市、塩釜市、名取市、岩沼市、多賀城市、富谷 市、亘理町、山元町、利府町、松島町、七ヶ浜町)

25 (022) 299-9072 方面 (労働条件関係) **5** (022) 299-9073 安全衛生課

2 (022) 299-9074 労災課

T 983-8507

仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎

●石 巻 労働基準監督署

(石巻市、気仙沼市、東松島市、女川町、南三陸町)

T (0225) 22-3365 方面 (労働条件関係) 安全衛生課 **5** (0225) 85-3483

労災課 〒986-0832

石巻市泉町 4-1-18 石巻合同庁舎

* 気仙沼 臨時窓口 **5** (0226) 25-6921

25 (0225) 85-3484

〒988-0077

気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2F

●古 川 労働基準監督署

(大崎市、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、 涌谷町、美里町) **☎** (0229) 22-2112

〒989-6161

大崎市古川駅南 2-9-47

●大河原 労働基準監督署

(白石市、角田市、大河原町、村田町、柴田町、川崎 町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町) ☎ (0224) 53-2154 **T989-1246**

柴田郡大河原町字新東24-25

峰 労働基準監督署 (栗原市、登米市)☎ (0228) 38-3131 ●瀬 〒 989-4521

栗原市瀬峰下田50-8

ハローワーク(公共職業安定所)と管轄地域

【就職・転職のための仕事探し、失業した際の雇用保険の受給、職 業訓練、その他募集、採用、雇用に関すること】

●ハローワーク仙台(仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町)

5 (022) 299-8811

〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MT ビル 3 ~ 5F

●ハローワーク大和 (大和町、富谷市、大衡村) ☎ (022) 345-2350

〒981-3626

黒川郡大和町吉岡南2-3-15

●ハローワークプラザ青葉

5 (022) 266-8609

T980-0021

仙台市青葉区中央2-11-1 オルタス仙台ビル4F

●ハローワークプラザ泉

☎ (022) 771-1217

〒 981-3133

仙台市泉区泉中央1-7-1地下鉄泉中央駅ビル4 F

●ハローワーク石巻 (石巻市、東松島市、女川町) ☎ (0225) 95-0158

T986-0832

石巻市泉町 4-1-18 石巻合同庁舎

●ハローワーク塩釜 (塩釜市、多賀城市、大郷町、利府町、松島

町、七ヶ浜町)

5 (022) 362-3361 〒985-0016

●ハローワーク古川(大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町)

塩釜市港町 1-4-1 マリンゲート塩釜 3F

2 (0229) 22-2305

〒 989-6143

大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎

●ハローワーク大河原 (角田市、大河原町、村田町、柴田町、川崎

町、丸森町)

2 (0224) 53-1042

〒989-1201

柴田郡大河原町大谷字町向126-4 オーガ (Orga) 1F

●ハローワーク白石 (白石市、蔵王町、七ヶ宿町) ☎ 0224-25-3107

〒 989-0229

白石市字銚子ヶ森37-8

●ハローワーク築館(栗原市)

5 (0228) 22-2531

〒987-2252

栗原市築館薬師 2-2-1 築館合同庁舎

●ハローワーク迫 (登米市)

1 (0220) 22-8609

〒987-0511

登米市迫町佐沼字内町 42-10

●ハローワーク気仙沼(気仙沼市、南三陸町)☎(0226)24-1716

気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2F

若年者対象の就職支援施設

●仙台新卒応援ハローワーク

5 (022) 726-8055

〒980-8485

仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン12F

●仙台わかものハローワーク

5 (022) 207-6800

〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台M T ビル 5 F

子育て女性等対象の就職支援施設

●マザーズハローワーク青葉

25 (022) 266-8604

〒980-0021

仙台市青葉区中央2-11-1 オルタス仙台ビル4F

●マザーズコーナー (ハローワーク石巻内) ☎ (0225) 95-0158

●マザーズコーナー (ハローワーク古川内) ☎ (0229) 22-2305

宮 城 労 働 局				
〒 983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第四合同庁舎				
●総務部				
総 務 課	人事・会計・給与など	☎(022)299-8833		
労働保険徴収課	労働保険の適用、労働保険料の徴収など	☎(022)299-8842		
●雇用環境・均等室	総合調整、企画、広報、働き方改革など	☎(022)299-8834		
	総合的なハラスメント対策の推進、男女均等・女性の活躍推進、 育児・介護休業、パート・有期労働者対策など	☎(022)299-8844		
●労働基準部				
監 督 課	労働条件の確保・改善、労働時間の短縮など	☎(022)299-8838		
賃 金 室	最低賃金・最低工賃、賃金制度など	☎(022)299-8841		
健 康 安 全 課	労働災害防止、職業性疾病の予防、安全衛生関係の免許・資格など	☎(022)299-8839		
労 災 補 償 課	労災保険給付、被災労働者援護など	☎(022)299-8843		
(分室)	〒 983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4 - 5 - 22 宮城野センタービル7階	☎(022)292-7301		
●職業安定部				
職業安定課	失業の予防、再就職の促進など	☎(022)299-8061		
職業対策課	各種給付金、高齢者・障がい者等の雇用対策	☎(022)299-8062		
訓練室	職業訓練など	☎(022)205-9855		
需給調整事業課	労働者派遣・民営職業紹介業務	☎ (022)292-6071		



○宮城労働局ホームページについてはこちら

企業の人事労務管理に生かせる情報や、働く人・ 働きたい人に役立つ情報が満載です。

【宮城労働局ホームページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku



○宮城労働局メールマガジンについてはこちら

最新の人事労務管理情報をリアルタイムでお届け するメールマガジンを発行しています。

【宮城労働局メールマガジン】

(登録ページからの登録)

https://mdh.fm/e?kN202Y9Nkj

(空メール送信による登録)

miyagiroudou@km.moweb.jp



表紙写真提供:宮城県観光課